

(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

国立大学法人小樽商科大学 行動計画

令和2年4月1日学長裁定

女性管理職を増やすとともに、労働時間の縮減を行うことにより、女性が活躍できる雇用環境を整備するため、次のとおり計画する。

[計 画 期 間]

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

[目 標]

- ① 女性管理職の割合を10%程度とする。
- ② 年間360時間を超える時間外労働を行う事務職員数を10人以下にする。
- ③ 事務職員の年次有給休暇取得率を70%以上にする

[取 組 内 容]

計画期間中以下の取り組みを進める。

- (1) 中長期的な視点で女性管理職候補となる人材を育成する。
休暇・休業取得支援等によるワーク・ライフ・バランスの実現化や各種セミナーへの参加促進によりキャリア継続を支援し、キャリアアップに資する様々な経験及び学びの機会を提供する(令和2年4月1日～)。
- (2) 毎年度時間外労働削減目標を設定し、目標達成のため業務効率化、事務組織の見直し、事務分掌の見直し及び人事配置の見直しを行う。
また、時間あたりの労働生産性を重視した人事評価を行う(令和2年4月1日～)。
- (3) 全事務職員に年次有給休暇取得計画表の提出を義務付け、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、一人当たりの平均取得日数の向上を図る。(令和2年4月1日～)。